

一般社団法人静岡県建築士事務所協会 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

建築物環境配慮指針に係る様式の改正について

日頃、静岡県の建築行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

このことについて、静岡県では、静岡県地球温暖化防止条例第 23 条に基づき、建築物環境配慮指針を定め、運用しているところです。

今般、経済産業部商工業局商工金融課が所管する令和 4 年度中小企業者向け県制度融資において、脱炭素関連資金を創設し、建築物環境配慮計画書において CASBEE ランク S または A を取得した建築物について、制度融資の対象とすることとしました。

これに伴い、「建築物環境配慮計画書（様式第 1 号）」を別添のとおり改正しましたので、通知します。

つきましては、貴会会員各位に対する周知方よろしくお願いします。

なお、制度融資の内容に関する質疑については、商工金融課（054-221-2513）までお問い合わせいただきますよう、お願いします。

【別添】

建築物環境配慮計画書（様式第 1 号）

1 改正概要

備考欄に、CASBEE ランクの記載欄を追加した。当欄は、受理した行政庁にて記載する。建築主は、返却された副本の写しを、制度融資申請時の添付書類として使用する。

2 適用時期

令和 4 年 4 月 1 日以降に提出するものから適用する。

担当 確認検査班

電話 054-221-3075